

一般社団法人岡山県建設業協会

会長 荒木 雷太 様

岡山県土木部長

(公印省略)

岡山県建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の改正について（通知）

「デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律」の施行（令和3年9月1日）及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の改正施行（同月30日）により生じた条文の項ずれを修正するため、「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準（平成19年9月11日付け監第595号）」の一部を改正し、令和3年10月6日から施行することとしましたので、通知します。

記

添付書類

- ・ 基準の一部改正の概要
- ・ 新旧対照表
- ・ 改正後の基準全文

# 「岡山県建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の一部改正 概要

## 1 改正理由

「デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律」の施行（令和3年9月1日）及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の改正施行（同月30日）により生じた、条文の項ずれを修正するため。

## 2 改正内容

(1) 基準三の1(2)①

「～履行確保法～第10条～」→「～履行確保法～第10条第1項～」

(2) 基準三の2(3)②

「～同法第26条の3第6項～」→「～同法第26条の3第7項～」

(3) 基準三の2(5)b

「～建設業法第26条の3第8項～」→「～建設業法第26条の3第9項～」

## 3 施行日

令和3年10月6日

	改 正 後	改 正 前
<p>三 建設業者に対する監督処分の基準</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合</p> <p>当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。</p> <p>(2) (1)以外の不正行為等があった場合</p> <p>① 建設業法の規定(第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。)、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p>指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> <p>② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p>注文者が建設業者等であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認められるときは、当該建設業者等に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。</p> <p>(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合</p> <p>建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。</p>	<p>三 建設業者に対する監督処分の基準</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 建設業法第28条第1項各号の一に該当する不正行為等があった場合</p> <p>当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は減軽を行うことを妨げない。</p> <p>(2) (1)以外の不正行為等があった場合</p> <p>① 建設業法の規定(第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。)、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p>指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第11条、第19条、第40条、第40条の3違反等がこれに該当するものとする。</p> <p>② 建設業法第19条の5の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p>注文者が建設業者等であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認められるときは、当該建設業者等に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。</p> <p>(3) 不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合</p> <p>建設業法第29条の規定により、許可の取消しを行うこととする。</p>	

## 2 具体的基準

### (1)・(2) 略

#### (3) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

##### ① 略

##### ② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含む、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第7項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

##### ③・④ 略

#### (4) 略

#### (5) 一括下請負等

- a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他

## 2 具体的基準

### (1)・(2) 略

#### (3) 請負契約に関する不誠実な行為

建設業者が請負契約に関し（入札、契約の締結・履行、契約不適合責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。）、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるものについては、次のとおり監督処分を行うこととする。

##### ① 略

##### ② 主任技術者等の不設置等

建設業法第26条の規定に違反して主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含む、同法第26条の3第1項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）は、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分を行うこととする。また、工事現場に置かれた主任技術者又は監理技術者が、同法第26条第3項又は同法第26条の3第6項第2号に規定する専任義務に違反する場合には、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、7日以上とする。

##### ③・④ 略

#### (4) 略

#### (5) 一括下請負等

- a 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。ただし、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他

の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。

b 建設業者が建設業法第26条の3第9項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6)～(8) 略

の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な減軽を行うこととする。

b 建設業者が建設業法第26条の3第8項の規定に違反したときは、15日以上の営業停止処分を行うこととする。

(6)～(8) 略